

給与勧告の仕組みと報告のポイント

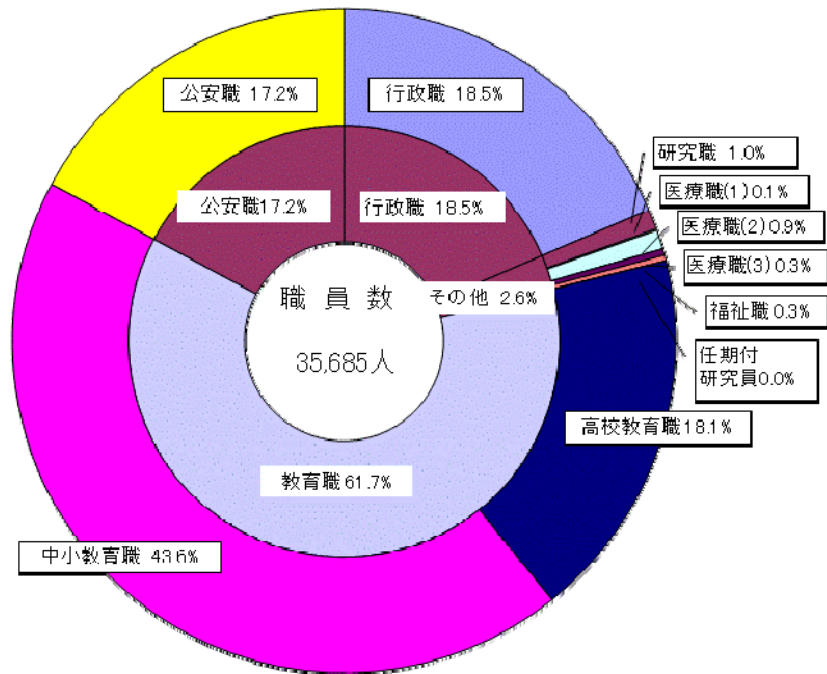
平成 27 年 10 月
静岡県人事委員会

目次

1 給与勧告の仕組み	ページ
① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の手順	2
③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	3
④ 民間給与と職員給与との比較	4
2 本年の給与改定	
① 本年の給与改定	5
② 特別給の調査結果	6
③ その他の事項	7
④ 行政職平均給与（比較給与ベース）	8
⑤ 近年における給与勧告の実施状況	9
3 給与制度の総合的見直し	
① 給与制度の総合的見直し	10
② 世代間の給与配分の見直し	11
③ 諸手当の見直し	12
④ 給料表水準の引下げに伴う経過措置（激変緩和措置）	13
⑤ 給与制度の総合的見直しの実施スケジュール	14

1-① 給与勧告の対象職員

平成 27 年 4 月 1 日現在の給与勧告対象職員は 35,685 人（26 年：35,630 人）で、平均年齢は 42.6 歳（26 年：42.7 歳）となっています。このうち、一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、6,612 人（26 年：6,574 人）で全体の 18.5%（26 年：18.5%）を占めています。また、教育職給料表適用職員は 61.7%（26 年：61.7%）と全体の半数以上を占めています。（なお、この人数は、再任用職員、育児休業中の職員、公益的法人等への派遣職員等を除いたものです。）

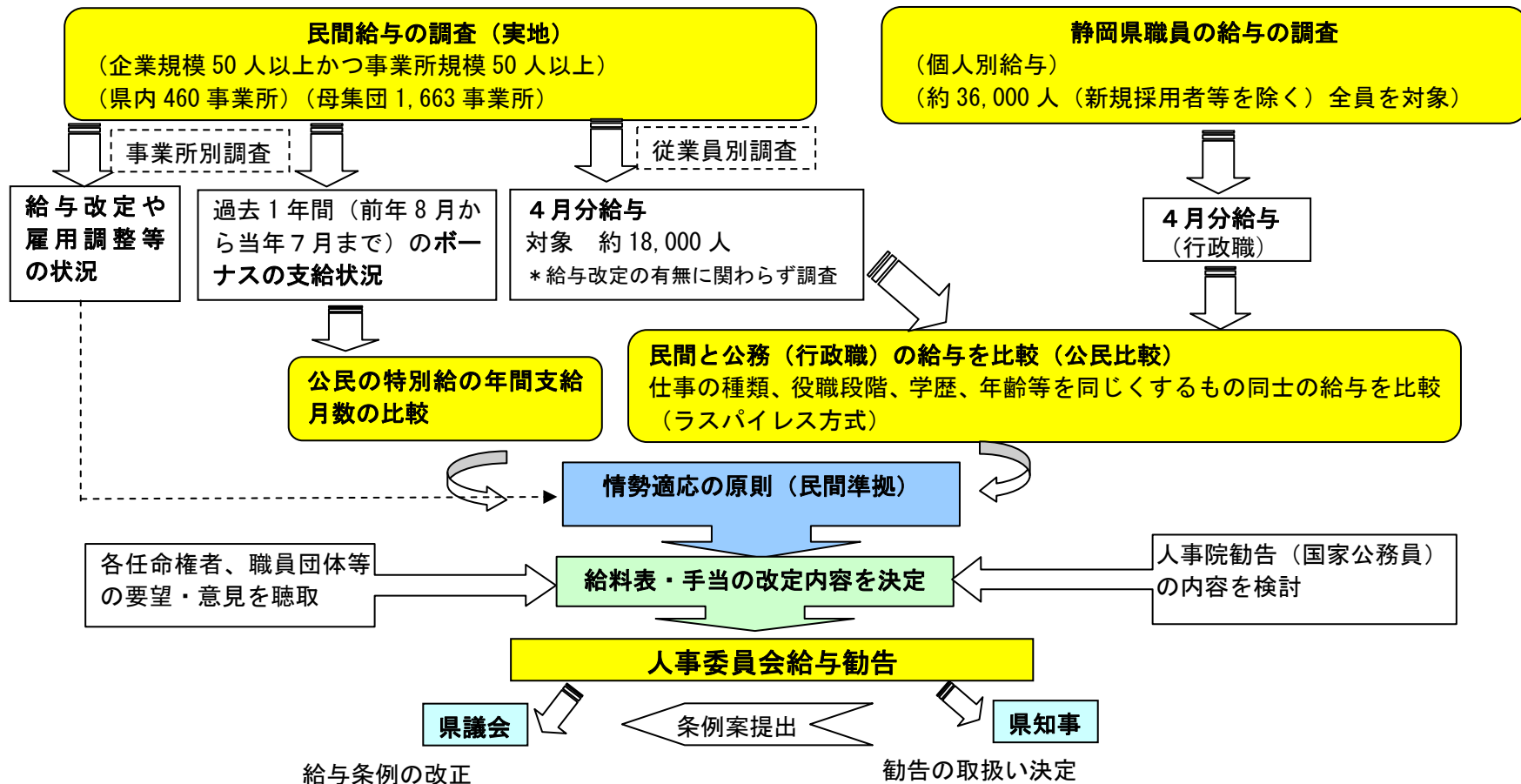


給料表\区分	職員の例	職員数	平均年齢
行政職給料表	一般行政職員	6,612 人	42.5 歳
研究職給料表	研究員	350	42.7
医療職給料表(1)	医師、歯科医師	27	43.5
医療職給料表(2)	薬剤師、栄養士	333	39.4
医療職給料表(3)	保健師、看護師	111	43.8
福祉職給料表	児童指導員、心理判定員	100	37.0
高等学校等教育職給料表	高校、特別支援学校の教員	6,458	44.0
中学校小学校教育職給料表	中学校、小学校の教員	15,561	44.0
公安職給料表	警察官	6,127	38.1
任期付研究員給料表	任期のある研究員	6	41.0
計		35,685	42.6

1-② 給与勧告の手順

静岡県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、本県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

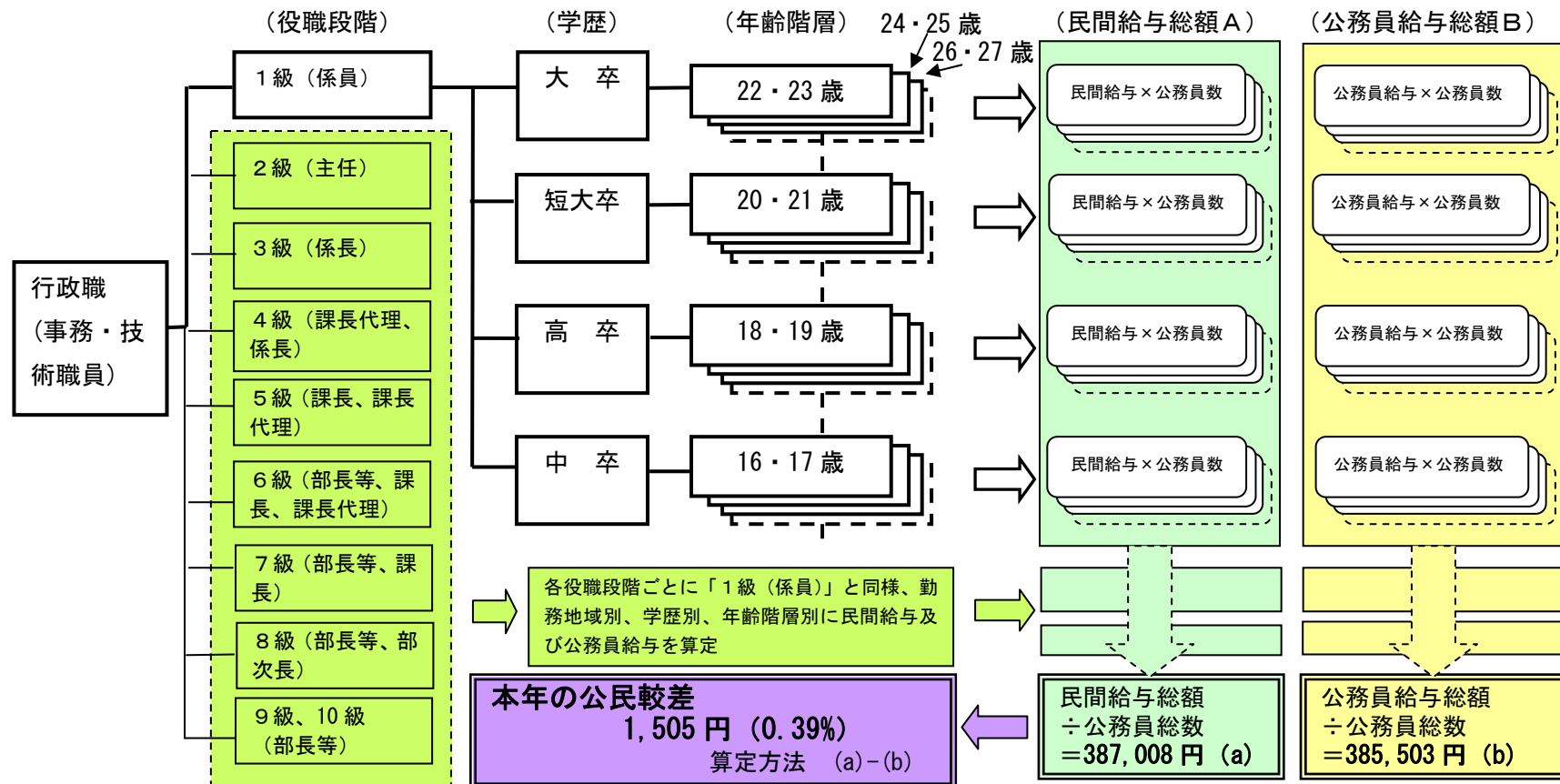
また、特別給についても、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合について国家公務員、他地方公共団体の状況も配慮したうえで職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数について勧告を行っています。



1-③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

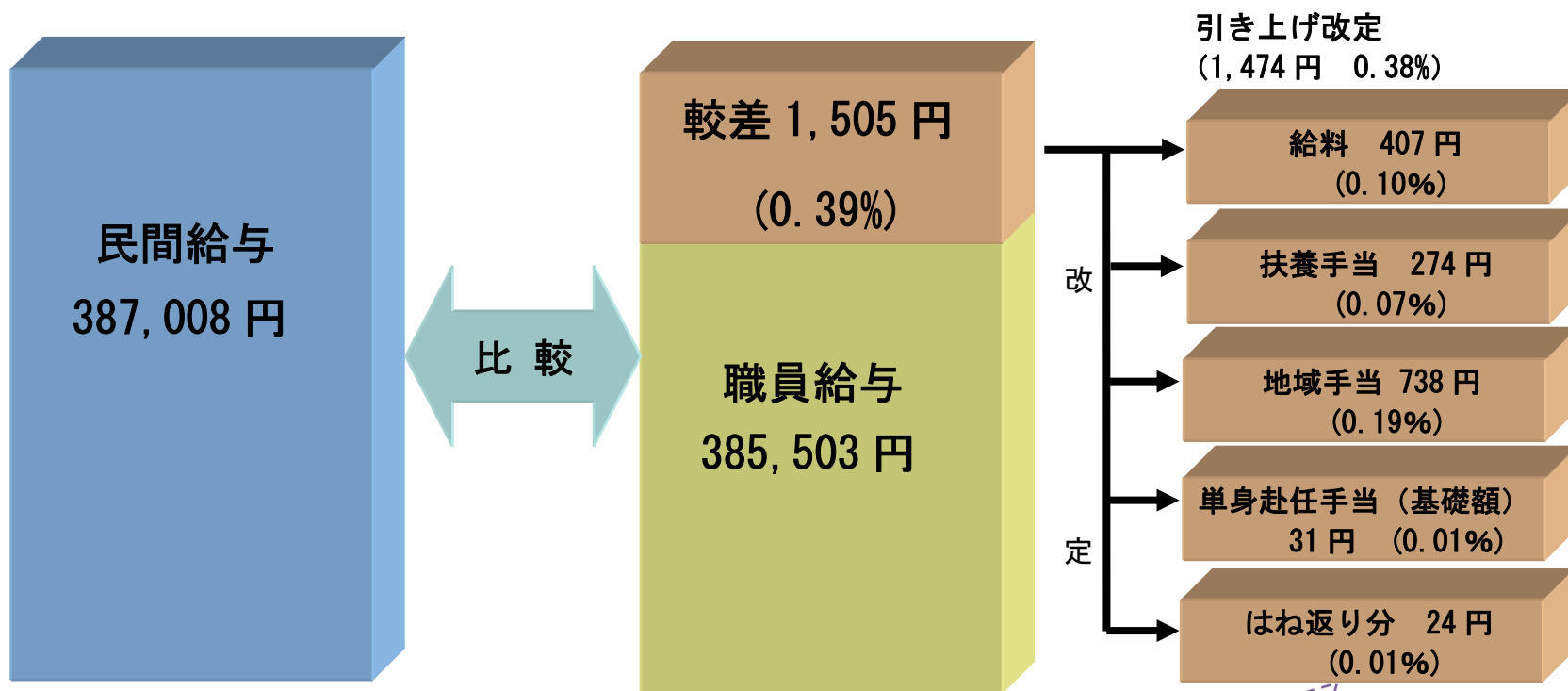
月例給の公民給与の比較（ラスパイレス比較）においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の公務員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



1-④ 民間給与と職員給与との比較

本年の民間給与との較差 1,505 円 (0.39%) を解消するため、以下のとおり、給料、扶養手当、地域手当及び単身赴任手当（基礎額）の改定を行いました。



注) 「はね返り分」とは、地域手当のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料等の改定に伴い手当額が増減する分をいう。

2-① 本年の給与改定

1 給料表

①行政職給料表

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定（平均改定率0.4%）

②その他の給料表

行政職給料表との均衡を基本に改定

2 初任給調整手当

医療職給料表（1）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から引上げ

3 扶養手当

子に係る扶養手当の支給額を300円引上げ

4 地域手当

県内在勤者の特例の支給割合を県内一律3.4%から3.6%に引上げ

5 単身赴任手当

単身赴任手当基礎額を23,000円から26,000円に引上げ

2-② 特別給の調査結果

民間企業における昨年8月から本年7月までの1年間における賞与（ボーナス）の金額を調査したところ、民間企業の支給月数が職員の支給月数を上回っていたため、国や他の地方公共団体との均衡にも考慮した上で支給月数を0.10月引き上げることとしました。

1 民間における支給月数の調査結果

民間支給割合	職員支給月数	支給月数差
4.19月	4.10月	0.09月

2 職員支給月数の改定

改定前	改定後	改定月数
4.10月	4.20月	0.10月

2-③ その他の事項

1 配偶者に係る扶養手当

本県においては、昨年、子育て支援の観点から子に係る扶養手当の見直しを勧告したところであるが、本年の職種別民間給与実態調査の結果によれば、配偶者に対する家族手当の支給状況が国と同様な状態にあることから、配偶者に係る扶養手当の取扱いについては、今後、国や他の地方公共団体、民間の状況を注視していくこととする。

2 再任用職員の給与

本年の職種別民間給与実態調査において、民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について把握したところ、その給与水準は、当該民間事業所の公的年金が支給される再雇用者と同じであるとする事業所が大半であったことから、今後、国や他の地方公共団体、民間の状況等を踏まえて、必要な検討を行っていくこととする。

2-④ 行政職平均給与（比較給与ベース）

勧告前		勧告後		年間給与額の差
月額	年間給与	月額	年間給与	
円	円	円	円	円
385,503	6,287,000	386,977	6,351,000	64,000
				(1.02%)

(注) 比較給与における給料月額、扶養手当、地域手当、その他手当をベースとしている。

2-⑤ 近年における給与勧告の実施状況

職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据え置きが続いていましたが、今年度は、昨年度に引続き、2年連続の引上げ改定となります。

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職の職員の平均年間給与	
	較差	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成19年	0.37%	4.50月	0.05月	4.4万円	0.7%
平成20年	▲0.09%	4.50月	—	—	—
平成21年	▲1.13%	4.15月	▲0.35月	▲22.2万円	▲3.3%
平成22年	▲0.60%	3.95月	▲0.20月	▲11.5万円	▲1.8%
平成23年	▲0.19%	3.95月	—	▲1.2万円	▲0.19%
平成24年	0.02%	3.95月	—	—	—
平成25年	0.01%	3.95月	—	—	—
平成26年	0.72%	4.10月	0.15月	12.6万円	2.04%
平成27年	0.39%	4.20月	0.10月	6.4万円	1.02%

（注1）平均年間給与欄については各年の比較給与に基づくものであるため連続性のあるものではない。

（注2）平成20年、平成24年及び平成25年については公民較差に基づく給与改定の勧告なし

3-① 給与制度の総合的見直し

1 給与制度の総合的見直しの概要

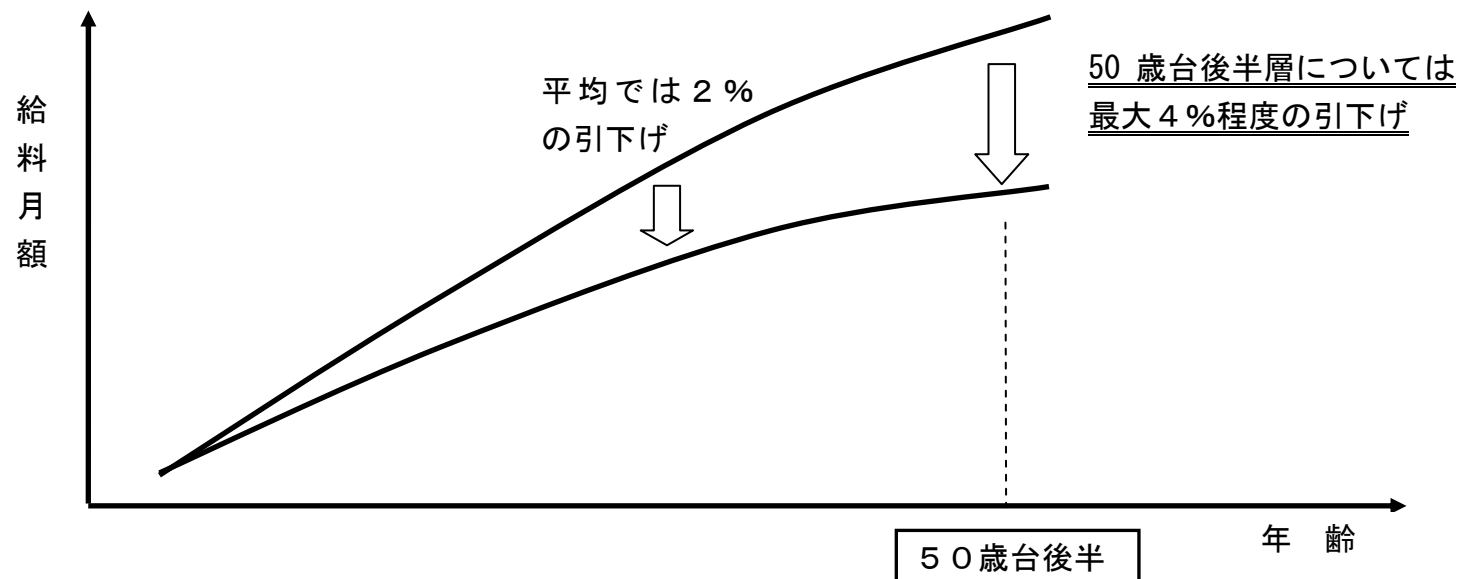
- ・ 本県職員の給与における諸課題に対応するため、本委員会は、昨年、給料表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しの具体的な措置内容について勧告。
- ・ 給与制度の総合的見直しについては、本年4月から実施しており、人事委員会規則等の改正により段階的に措置し、平成30年4月1日に完成。

2 今後の給与制度の総合的見直しの取扱い

平成28年度以降の見直しの実施については、人事委員会勧告制度が職員給与と民間給与との均衡を図ることを目的とするものであり、両者の水準を精確に把握した上で、その較差を解消するために給与の改定を実施するものであることから、毎年の公民較差の状況を見ながら適切に行っていく。

3-② 世代間の給与配分の見直し

- 職員の給与水準が若年層においては民間を下回り、50歳台後半層においては民間給与を上回っている状態にあります。
- このような状況を踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、給料表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳台後半層の職員が多く在職する高位の号給の給料月額については、最大で4%程度引き下げます。
- 一方、人材確保への影響等を考慮し、初任給にかかる号給等については引下げを行いません。



3-③ 諸手当の見直し

民間における支給状況等を踏まえて次の手当を見直します。

平成27年度から平成30年度にかけて、以下のとおり見直し。

1 地域手当

県内一律	：	3.4%	⇒	3.7%
医師	：	15.0%	⇒	16.0%
東京	：	18.0%	⇒	20.0%
大阪	：	15.0%	⇒	16.0%

2 単身赴任手当

基礎額	：	23,000円	⇒	30,000円
加算額	：	45,000円	⇒	70,000円

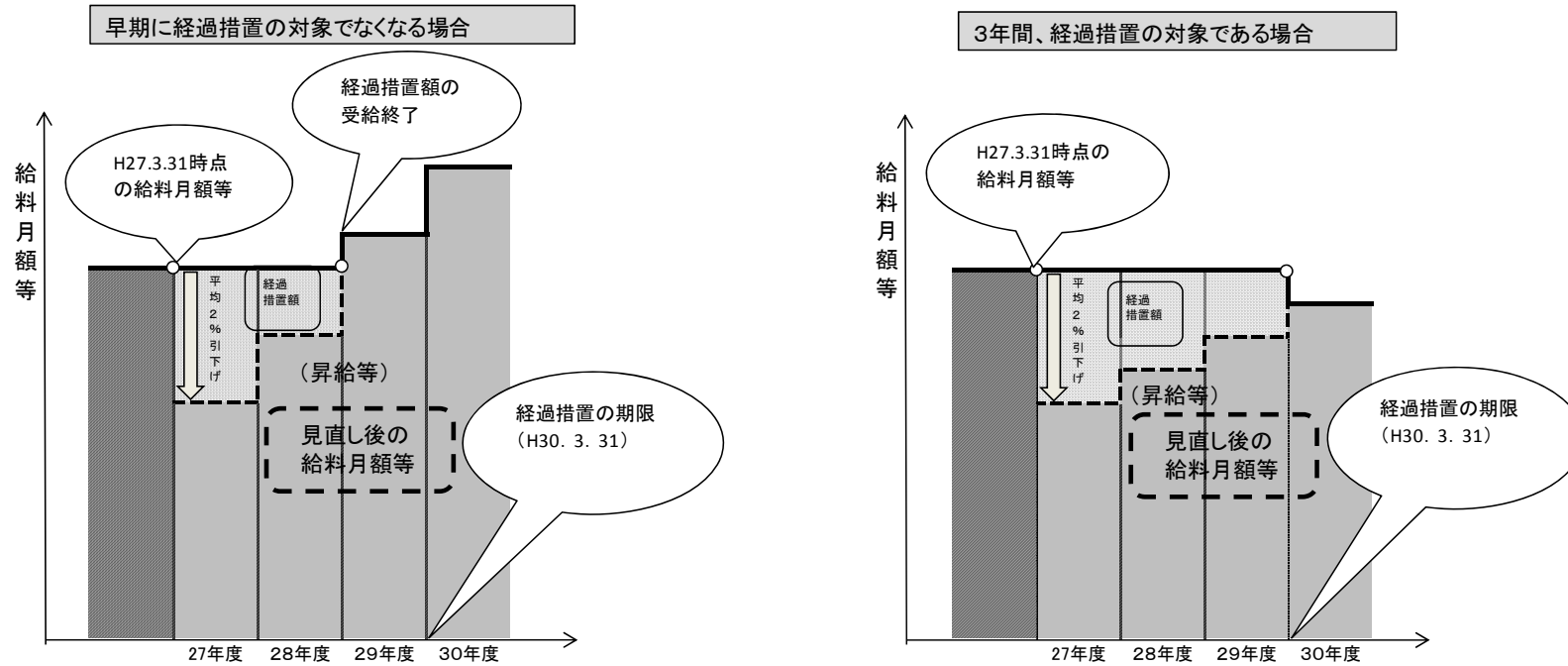
3 扶養手当

配偶者以外の扶養親族（配偶者なし）	：	11,000円	⇒	12,000円
配偶者以外の扶養親族（配偶者あり）	：	6,500円	⇒	7,500円
教育加算額※	：	5,000円	⇒	6,000円

※満16歳に達する年度の初めから満22歳の年度末までの子1人につき加算

3-④ 給料表水準の引下げに伴う経過措置（激変緩和措置）

給料表水準の引下げとなる職員に配慮し、円滑に見直しを行うため、新たな給料表の給料月額（給料の特例措置を含む。以下「給料月額等」という。）が、切替え日の前日（平成27年3月31日）に受けていた給料月額等に達しない職員に対しては、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給します。



3-⑤ 給与制度の総合的見直しの実施スケジュール

項目	見直しの内容	平成 27 年度（当初）	平成 27 年度（遡及改定）	平成 28, 29 年度	平成 30 年度
世代間の給与配分を考慮した給料表の改定	・給料表の改定 ・特例率（給料表の給料月額に乘じる率）の改定	・給料表水準の引下げ（平均 2%） ・50 歳台後半層の水準見直し ・給料表水準の引下げに伴う経過措置（現給保障：3 年間） ・昇格時号給対応表の見直し ・号給増設（公安職 7 級） ・特例率 100 分の 100.87	（公民較差の解消） 給料表の引上げ 経過措置（現給保障）	必要に応じて見直し	・経過措置終了 ・公民較差の状況を考慮した特例率の設定
地域手当の見直し	・級地区分及び支給割合の見直し ・県内在勤者及び医師にかかる特例の支給割合の見直し	・県内 3.4% ・医師 15% ・東京 18% ・大阪 15%	・県内 <u>3.6%</u> ・医師 <u>15.5%</u> ・東京 <u>18.5%</u> ・大阪 <u>15.5%</u>	支給割合を段階的に引上げ	・県内 3.7% ・医師 16% ・東京 20% ・大阪 16%
単身赴任手当の見直し	・支給額（基礎額及び加算額）の見直し ・加算額にかかる交通距離区分を 2 区分増設	・基礎額 23,000 円 ・加算額の限度 45,000 円 ・交通距離区分 11 区分	・基礎額 <u>26,000 円</u> ・加算額の限度 <u>58,000 円</u> ・交通距離区分 <u>13 区分</u>	支給額を段階的に引上げ	・基礎額 30,000 円 ・加算額の限度 70,000 円 ・交通距離区分 13 区分
扶養手当の見直し	・子に係る支給額の見直し	・子 1 人につき 6,500 円 ・配偶者なし 11,000 円 ・16 歳～22 歳加算 5,000 円	・子 1 人につき <u>6,800 円</u> ・配偶者なし <u>11,300 円</u> ・16 歳～22 歳加算 <u>5,300 円</u>	支給額を段階的に引上げ	・子 1 人につき 7,500 円 ・配偶者なし 12,000 円 ・16 歳～22 歳加算 6,000 円
改定のポイント		初年度は、現給保障を実施し、原資がないことから、支給額の引上げ改定は実施しない	現給保障の状況を考慮して、遡及して引上げ改定	段階的に実施する。（徐々に新制度へ移行） 各年度における支給割合、支給額については、配分可能な原資の状況を考慮しながら引上げを実施	